

議案第 54 号

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減に係る所得判定基準額が拡充されるため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「29万5千円」を「、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。